

# サービス提供体制強化加算確認表(通所リハビリテーション)

確認日: 年 月 日

## 【人員要件】サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ または (Ⅰ)ロ の場合

下記算出方法により、前年度の介護福祉士の割合を確認してください。

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	実績計
介護職員の総数(常勤換算) …(a)													…(b)
(a)のうち介護福祉士の総数(常勤換算)													…(c)

※介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とする。

【加算Ⅰイ】  $(c) / (b) \times 100 = \square \geq 50$  の場合 算定可

【加算Ⅰロ】  $(c) / (b) \times 100 = \square \geq 40$  の場合 算定可

## 【人員要件】サービス提供体制強化加算(Ⅱ)の場合

下記算出方法により、前年度の勤続年数3年以上の者の割合を確認してください。

サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	実績計
サービスを直接提供する者の総数(常勤換算) …(d)													…(e)
(d)のうち勤続年数3年以上の者の総数(常勤換算)													…(f)

※勤続年数3年以上の者について……各月の前月の末日時点における勤続年数が3年以上の者

※勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員として勤務を行う職員)として勤務した年数を含めることができる。なお、1時間以上2時間未満のサービス提供を行う場合であって、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師がサービス提供する場合にあっては、これらの職員も含むものであること。

$(f) / (e) \times 100 = \square \geq 30$  の場合 算定可

※常勤換算法による職員数の算定方法について

暦月ごとの職員の勤務延時間を、当該事業所又は施設において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定するものとし、小数点第2位以下を切り捨てるものとする。

※前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、直近3月間について、常勤換算法により算出した平均を用い、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。

## その他要件

定員超過利用・人員基準欠如に該当していない。

該当 ・ 非該当